

平成18年11月12日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計
画）都市計画事業 伏見西部第三地区 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に
ついては、土地区画整理法施行令第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかつ
たので、選挙人名簿を確定し、同令第22条第4項の規定に基づき、この選挙におい
て選挙すべき委員の数を次のとおり定めます。

平成18年10月16日

京都市長 梶本 頼兼

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 11人 |
| 2 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |
| 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 5人 |
| 4 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 1人 |

（南部区画整理事務所）